

## 児童生徒の夢の実現を目指すための連携協定書

七飯町教育委員会（以下「甲」という。）と練成会グループキョウリョク株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携して七飯町内の町立学校に通う町内在住の小学校及び義務教育学校4年生以上の児童（以下「児童」という。）及び生徒が描く、夢の実現を目指すことを目的として協定を締結する。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。  
（1）やむを得ない事情により、学校以外に学びの場を求める児童生徒への支援に関すること。  
（2）七飯町が設置する、教育支援センター「レインボー」への支援に関すること。  
（3）家庭の事情等により、学校以外での学びの向上を図ることができない児童生徒への支援に関すること。  
（4）教職員の働き方改革の支援に関すること。  
（5）災害時や感染症の流行等により、町立学校での授業に支障を及ぼす恐れがある場合の児童生徒への支援に関すること。  
（6）その他児童生徒の夢の実現を図るために必要と認められること。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3ヶ月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

### （協定解除）

第4条 甲又は乙が有効期間の途中において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 6年 2月14日

甲 亀田郡七飯町本町6丁目1番2号  
七飯町教育委員会

教育長 奥田敏博

乙 札幌市北区北8条西5丁目6番地1  
練成会グループ本部ビル  
練成会グループキョウリョク株式会社

代表取締役

今村明広